

- (1) 今や我々の生活は一階級のロイヤリティ、特許と日本人的権利を以て
- (2) 他のも者は無責任にも懇談を拒絶したことに対する償向(高察)
- (3) 適達へ受けけないで懇談会に出席する事が出席するか(関家)
- (4) かゝる不義當な文字は取消せ(高察)
- (5) 中央委員会で決定したので個人でやりたのでないから了解してくれ(白鳥)
- (6) 懇談会の通知がくれば出席する意見は從令吾等をもってゐた(高察)
- (7) 除名された四名の同意を見認るか除名及姓か

除名及姓組合

- 青バ入現業員會
- 日本運輸労働組合
- 東京地方自由労働組合
- 關東新岡従業員組合
- 日本紡織労働組合
- 東京地方聯合會執行委員會
- 關東木茂産業労働組合
- 東京出版労働組合
- 關東金屬産業労働組合
- ガリス産業労働組合
- 中央委員會の取りた態度承任
- 關東合同労働組合
- 日本紡織労働組合
- 關東華技工組合

除名處分絶對反對に關する聲明書

全國労働第二回大會に於て、頑強なる大衆的反抗と糾弾に會つて逐逐し
實現したる同盟本部は、昭和六年十一月五日付を以て、岡谷、真梨、石橋
加藤の四名を除名處分に附した。その理由とするところは、統制をみだし
分裂を導くものたといふのだ。だが、クラフ反對の組合並に個人を片端
から除名處分に付し、自らは、分裂主義者を排除すると言ひ辯護しながら、
實は却つて、全國労働者の分裂の危機を益々擴大せしめ、全國労働の
階級性を蹂躪せんとする。大會に於て承認を経たる事々僞中央委員會は
敢て断斷専行を以て、資本家官憲にこびんとする。

見よ！ 東聯第四回執行委員會開催さるゝや、暴切者白鳥は萬世權威にか
け込み、數十人の正服を以て本部を包圍せしめたる事實は、彼等がいかた
なく官憲をたよりにしてゐるか、そして、階級戰士を白色プロロツカら
んとしてゐるかを、餘りにもよく實證したものでないか。

この同盟の一大危機に當面したる、我が東京地方聯合會第四回執行委員會
は、本部のとつたる四書の除名處分に對して斷乎として反對せしことを決
議した。また、全國労働五萬の大衆を憎むべき帝國主義ブルジョアに
賣り渡さんとする日本労働クラフを排撃し、強大なる全國労働を再興せ
しむことを誓つた。

我等は、こゝに東京地方聯合會の名に於て、徹底的にクラフ排撃を遂行し
四名を除名に對する絶對反對の大衆闘争を捲起せんとするものである。

右聲明す

昭和六年十一月七日

- 東京地方聯合會
- 關東金屬産業労働組合
 - 日本運輸労働組合
 - 東京自動車現業員會
 - 關東木茂産業労働組合
 - 東京出版労働組合
 - 東京地方自由労働組合
 - 關東新岡従業員組合
 - クラス産業労働組合
 - 關東化學産業労働組合準備會